

# 令和5年 春の全国交通安全運動が始まります

入学・入園を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、子どもたちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールやマナーを身に付けさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成するなど、県民一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故を防止しましょう。

**実施期間** 令和5年5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間  
交通事故死ゼロを目指す日…5月20日(土)

**スローガン** ～ なれた街 いつもの道でも みぎひだり ～

## 運動の重点

- ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



# 令和5年度千葉県交通安全県民運動基本方針(概要)

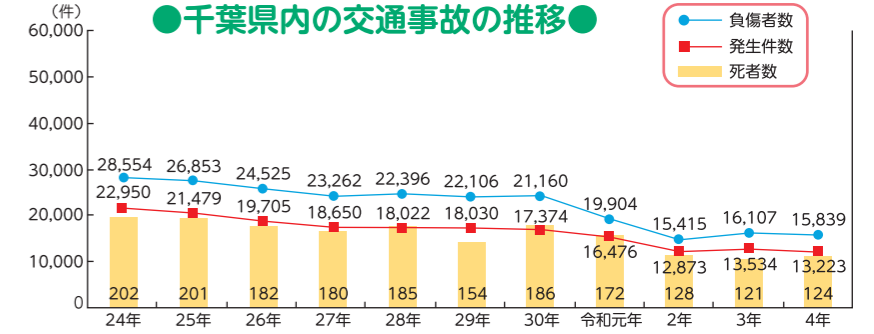
**運動の内容** 交通事故の発生特徴や、第11次千葉県交通安全計画を踏まえ、「年間を通じて行う運動」、「期間を定めて行う運動」、「日を定めて行う運動」等を総合的かつ効果的に展開します。

運動区分	概要
年間を通じて行う運動	<b>最重点活動</b> ①飲酒運転の根絶 ②交差点等での交通事故防止(特に、「ゼブラ・ストップ活動」の推進)
	<b>重点活動</b> ①子供と高齢者の交通事故防止 ②自転車の安全利用の推進(特に、全ての自転車利用者のヘルメット着用促進) ③夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止 ④悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放 ⑤後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ⑥違法駐車等の追放 ⑦電動キックボード等の安全ルールの周知
期間を定めて行う運動	<b>四季の運動</b> ①春の全国交通安全運動・・・5月11日～5月20日 ③秋の全国交通安全運動・・・9月21日～9月30日 ②夏の交通安全運動・・・7月10日～7月19日 ④冬の交通安全運動・・・12月10日～12月19日
	<b>強化月間</b> ①自転車安全利用推進強化月間・・・5月 ②シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間・・・6月 ③ゼブラ・ストップ活動強化月間・・・8月・11月・1月



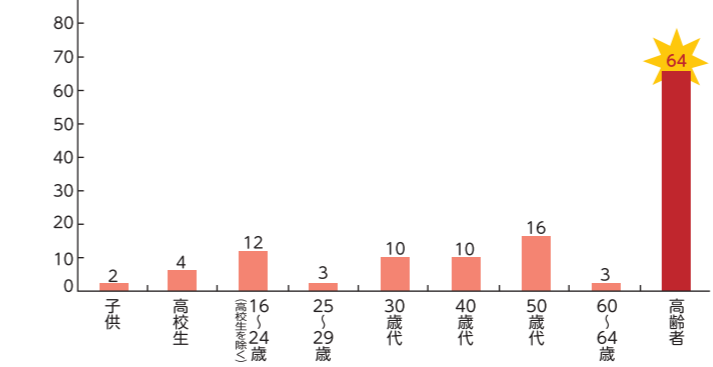
# 令和4年中における交通事故発生状況について

令和4年中は、交通事故死者数が124人で、前年と比較して3人増加し、全国ワースト4位となりました。発生件数は13,223件となっており、依然として多くの方が交通事故の被害に遭われている状況です。

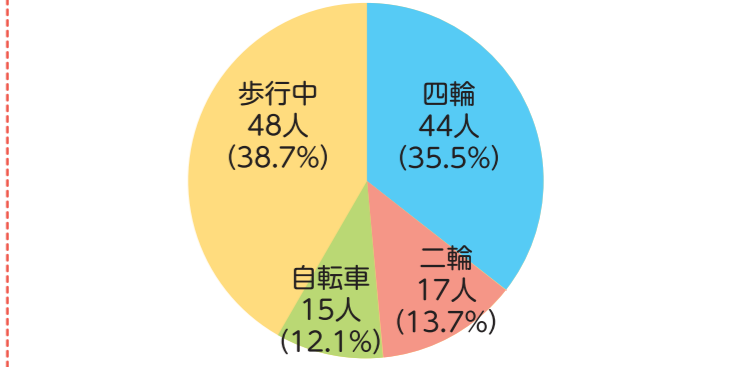


## 交通死亡事故の特徴

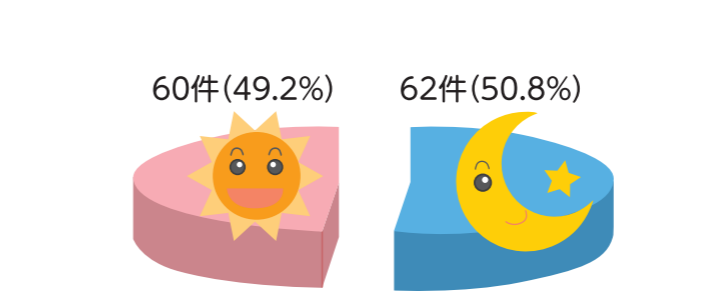
**年齢層別** 65歳以上の高齢者死者数は64人で、全死者数124人の5割以上(51.6%)を占めています。



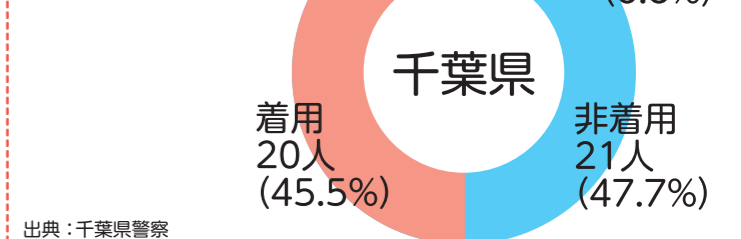
**状態別** 交通死亡事故を状態別で見ると、歩行中が48人と最も多く、次いで四輪乗車中の死者が44人となっています。



**昼夜別** 昼間に発生した事故が60件(49.2%)、夜間が62件(50.8%)となっています。 ※昼間とは日の出から日没までをいう。



**シートベルト着用状況** 自動車乗車中死者44人のうち、21人(47.7%)はシートベルト非着用でした。



出典：千葉県警察

# 横断歩道は歩行者優先! ゼブラ・ストップで事故ストップ!

車両は、横断歩道を横断している(しようとしている)歩行者がいる場合、横断歩道の直前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。「ゼブラ・ストップ」で正しい運転を心掛けましょう。歩行者も交通関係法令を守るとともに、道路への飛び出しなど危険な行為はやめましょう。

**1 ぜん ぼう 前方** 前をよく見て安全運転!

**2 ブレーキ** 横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認!

**3 ライト** 横断歩道でも3(サン)ライト!  
※I～Ⅲのライトで交通安全!

- I 早めのライト点灯と小まめな切替!
- II 反射材でライトアップ!
- III 右(ライト)からの横断に注意!

# 自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう(努力義務化)

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。

ヘルメットは「あなたの命」を守るための安全装備です。普段から交通事故を想定して、自分自身のためにヘルメットを着用しましょう。